

特定非営利活動法人タイハウ友の会 御中

埼玉県総務部NPO活動推進課長

市民への説明の要請について

貴法人に対して、平成19年11月9日付けNPO第314号により、特定非営利活動促進法及び定款等に違反する疑義事項について報告を求めました。

つきましては、別添の埼玉県における「NPO法の運用方針」に基づき、下記により、報告徴収に対する報告内容について、市民への説明を実施するよう要請いたします。

市民への説明は、NPO法の趣旨に鑑み、特定非営利活動法人が自らに関する情報を公開するものです。このため、この要請及び埼玉県に提出された文書は、広く市民間において情報が共有されるように、また所轄庁における手続の透明性を確保する観点から、埼玉県のホームページ上に掲載して公表いたします。なお、期限を過ぎても報告がなかった場合もその旨を掲載し公表いたします。

記

1 報告していただきたい内容

疑義事項への回答

2 市民への説明要請

(1) 説明の実施方法

市民への説明は自主的に実施されるものであり、実施方法については、貴法人の検討に委ねられるものです。参考例としては以下のものがあります。

- ・ 貴法人の事務所において誰でも閲覧可能な状態で説明文書を備え置く。
- ・ 貴法人が運営するホームページ上において説明文書を掲載する。
- ・ 適切な人数を収容できる会場において説明会を実施する。(その際、実施の案内をあらかじめ周知しておくことが望ましいと考えられます。)

(2) 説明の期限

平成19年12月10日(月)

(3) 埼玉県への書面報告到達期限

平成19年12月13日(木) 必着

3 問合せ及び報告書提出先

埼玉県総務部NPO活動推進課 総務・認証担当

〒330-9301 埼玉県さいたま市浦和区高砂3丁目15番1号

電話番号 048-830-2818

FAX番号 048-830-4751